

鳥取市集団健診運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、鳥取市集団健診運営業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により本業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

鳥取市集団健診運営業務

3 委託業務内容

別紙「鳥取市集団健診運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 委託費上限額

金10,288,623円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は法人とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日以後に、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている期間がない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 過去5年以内に、専門職を活用し健康相談を実施する業務等、類似業務を受託し完了した実績があること。

7 スケジュール及び参加手続き等

公募から事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

項目	日程
(1) 実施要領等の公表	令和6年5月2日(木)～ 令和6年5月24日(金)
(2) 参加意向表明書の受付	令和6年5月2日(木)～ 令和6年5月15日(水)
(3) 実施要領等に関する質問受付	令和6年5月2日(木)～ 令和6年5月15日(水)
(4) 参加申込及び企画提案書等の受付	令和6年5月16日(木)～ 令和6年5月24日(金)
(5) 審査会	令和6年5月下旬(予定)
(6) 選考結果の通知・公表	令和6年6月上旬(予定)
(7) 業務委託契約の締結	令和6年6月上旬(予定)

(1) 実施要領等の交付

実施要領等の交付は、鳥取市公式ウェブサイトへの掲載によるものとする。

(2) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

本プロポーザルに関する説明会は実施しないため、疑問点等については以下のとおり受け付けるものとする。

① 質問書受付期間

令和6年5月2日(木)午前9時から令和6年5月15日(水)午後5時まで

② 質問書提出方法

質問事項がある場合は、「9 担当部署」宛に質問書(様式第1号)を添付し電子メールにて送信すること。

- ・メール送信した場合は、この旨を電話にて連絡すること。
- ・メール送信の件名は、「公募型プロポーザルに関する質問書(事業者名)」と記載すること。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、順次、鳥取市の公式ウェブサイトにて公開する。

(3) 参加意向表明書の受付

①受付期間

令和6年5月2日(木)から令和6年5月15日(水)までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)に規定する鳥取市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②提出方法

「9 担当部署」宛に、参加意向表明書(様式第2号)を電子メールに添付し提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。ただし、休日を除く。

※メール送信の件名は、「プロポーザル参加意向(事業者名)」と記載すること。

(4) 参加申込及び企画提案書等の提出

①受付期間

令和6年5月16日(木)から令和6年5月24日(金)までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)に規定する鳥取市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②提出方法

「9 担当部署」に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は書留郵便に限るものとし、受付期限までの必着とする。

③提出書類

提出書類	部数	備考
参加届出書兼誓約書	正本1部	様式第3号
企画提案書	正本1部、副本7部	自由様式 ・A4サイズ、長辺綴じ(向きは縦横を問わない)、カラー印刷としページ番号を付すこと。
類似業務実績書 (過去5年以内)	正本1部、副本7部	様式第4号
実施体制調書	正本1部、副本7部	様式第5号
見積書	正本1部、副本7部	任意様式 ・積算内訳を記載すること。
納税証明書	正本1部	・国税:納税証明書その3の3(法人税、消費税及び地方消費税)

		・地方税：都道府県民税及び市町村民税 ※いずれも3箇月以内の証明日のものであること（写し可。）
その他提案内容の説明に必要な資料	正本1部、副本7部	任意様式

※いずれも副本は公平性を保つため資料から事業者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないこと。

（5）審査会

①名称

鳥取市集団健診運営業務公募型プロポーザル審査会

②構成人数

委員の数は5名とする。

③選定の進め方

あらかじめ提出された企画提案書、審査会参加者（以下、「提案者」という。）からのプレゼンテーション、提案者への質疑応答により、評価基準等に基づいて選定する。

④選定方法

各委員が別紙「評価基準書」に基づいて採点し、合計得点が最も高い者を最優秀提案者とする。また、同点の提案者が複数となった場合には、委員の多数決で順位を決定する。なお採点にあたっては基準点を設け、委員全員の点数合計が250点を下回る場合は、選定の対象外とする。

⑤審査会（プレゼンテーション）の実施

開催日：令和6年5月下旬（予定）

開催場所：鳥取市役所駅南庁舎（予定）

実施時間：一提案者につきプレゼンテーション25分以内、質疑応答15分以内を目安とするが、提案者数によって調整を行う場合がある。なお、プレゼンテーションのための機器のセッティングに要する時間は、別途確保する。

出席者：一提案者につき3名までとする。なお、プレゼンテーションはオンラインでの参加を認めるが、少なくとも1名は現地での参加とすること。また、オンラインで参加する場合は、その旨を令和6年5月24日（金）までに、「9 担当部署」に宛に電子メールにて連絡すること。

準備物：プレゼンテーションにプロジェクター及びスクリーンが必要な場合は事務局が用意するため、令和6年5月24日（金）までに「9 担当

部署」宛に電子メールにて連絡すること。このほかプレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が準備すること。

留意事項：

- ア 開催日時、場所及び提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日、対象者に通知する。
- イ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- ウ プレゼンテーション及び質疑応答は、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加資料の配布は認めない。
- エ プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。また提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することができない。
- オ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。
- カ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- キ 会社名を特定できるような服装での来庁や言動は避けること。

(6) 審査結果の通知・公表

審査結果は、最優秀提案者（契約交渉の相手方）を決定後、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、鳥取市公式ウェブサイト上に次の事項を公表する。なお、審査結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

- ①最優秀提案者の名称、所在地及び合計得点
- ②上記を除く各提案者の合計得点

(7) 業務委託契約の締結

当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって契約には至らない。企画提案書に記載された内容を基本とするが、業務内容の詳細について最優秀提案者と本市の協議により内容を確定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務実施に係る委託契約を締結する。

8 本プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次の①から⑧の事項に該当する場合は失格とする。また審査結果公表後に最優秀提案者が⑨～⑬の事項のいずれかに該当した場合、当該提案者に対する審査結果を無効とする。この場合、審査会において次点とされた提案者と協議を行い、協議が整った場合には地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る委託契約を締結する。

<失格の要件>

- ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ②企画提案書の内容が仕様書の要件を満たしていない場合

- ③参加資格の要件を満たさない場合
- ④提出した書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ⑤実施要領等において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合
- ⑥評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ⑧その他、審査会が不相当と認める場合

<無効の要件>

- ⑨失格の要件に定める③から⑦のいずれかに該当することが判明した場合
- ⑩社会的に非難される事件を起こした場合
- ⑪倒産し又は解散した場合
- ⑫正当な理由なくして契約の締結に応じない場合又は契約締結に至るまでの協議が不調に終わった場合
- ⑬その他事業者指定することが不可能となった場合又は不相当と認められる事情が生じた場合

(2) 著作権の取扱い

企画提案書等に係る著作権については、事業提案者に帰属するものとする。

(3) 複数提案の禁止

提案者の複数の企画提案書の提出を認めない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出を認めない。

(5) 提出書類の返却不可

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書の作成及び提出等、本プロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(7) 参加の辞退

参加意向表明書等の提出後に辞退をする場合は、速やかに「9 担当部署」宛へ「辞退届（様式第6号）」を電子メールに添付し送信すること。

- ・メール送信した場合は、この旨を電話にて連絡すること。
- ・メール送信の件名は、「公募型プロポーザルに関する辞退届（事業者名）」と記載すること。

(8) その他

- ①提案者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとす
る。
- ②企画提案書等に記載された内容については、すべて委託費に含まれるものとする。
- ③企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本
国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した
結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。
- ④提出された企画提案書等は、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）
に基づく情報公開請求の対象となる。
- ⑤この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67
号）、地方自治法施行令、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）等関係
法令等の定めるところによる。

9 担当部署

〒680-8571

鳥取市富安二丁目138-4

鳥取市健康こども部鳥取市保健所 健康づくり推進課 健診推進室（駅南庁舎1階）

TEL：0857-20-0320

FAX：0857-20-3964

電子メール：kenshin@city.tottori.lg.jp